

## 韓国知的財産ニュース 2014 年 4 月後期

(No. 269)

発行年月日：2014 年 5 月 8 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、4 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はありません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 「知的財産創造企業の協議会」が発足(4.16)
- 2-2 SMART 3 活用戦略コンファレンスが開催(4.17)
- 2-3 KIPO、出願・登録の合同説明会を開催(4.18)
- 2-4 KIPO、サウジの研修団に KIPOnet を紹介(4.18)
- 2-5 KIPO と国防科学研究所、国防技術の民間移転の道を開いた(4.18)
- 2-6 KIPO と KITA が輸出中小企業の海外出願費用を支援(4.22)
- 2-7 3D プリント産業の発展戦略を策定(4.23)
- 2-8 中国のアリババと了解覚書を締結(4.24)
- 2-9 特許審判院、初のビデオ口頭審理を開始(4.25)
- 2-10 規制改革の陪審員を運営(4.29)
- 2-11 KIPO、知財権の法的状態情報を無償提供(4.29)
- 2-12 先行技術調査機関の職員を対象に教育(4.29)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 知財紛争の発生国を対象に現地の保護支援体制を構築(4.29)

#### デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

- 5-1 ドゥサン重工業、社を上げた「知財経営」定着(4.22)

- 5-2 大手企業の特許登録が海外に偏重(4.22)
- 5-3 特許の英文抄録翻訳事業が民間に委譲(4.28)

## 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

### 2-1 「知的財産創造企業の協議会」が発足

韓国特許庁(2014.4.16)

特許を基盤としている中小企業、知的財産サービス企業、国のシンクタンクの代表など約150人は、4月15日、ソウルにおいて「知的財産創造企業の協議会」を発足し、業界と研究現場へ知的財産の見方に基づく研究開発(R&D)戦略(以下、「知財-R&D」)の拡大に取り組むことを決めた。

「知的財産創造企業の協議会」は、相互のコミュニケーションと協力を行う民間中心の協議体として、知財-R&D事業に参加した企業や産学研の関連団体が集まり、知財-R&Dの大衆化に向けた研究と人材育成、雇用創出への取り組みのほか、企業の現場における障害や不合理な規制を発掘し、アドバイスする役割も果たす。

これまで、韓国特許庁は、2009年から約800の企業や大学・国のシンクタンクに提供してきた「知財-R&D戦略確立支援」のコンサルタント経験を活用し、知財-R&Dの手引書の発刊、研究会や優秀事例の共有会などを開催して「知財-R&Dの大衆化」に取り組んできた。しかし、予算や人手の不足などで知財-R&Dを全体に拡大することには限界があったため、企業・産学研の関係機関が志を共にして本協議会の発足を決めた。

この協議会は、最高意思決定機関である運営委員会とその傘下に企画・核心分課、教育・雇用分課、知財-R&D研究分課の3分課で構成され、各分課は▲知財-R&D拡大戦略の開発及び政策提言、▲知財-R&D専門人材の育成及び就業斡旋、▲知財-R&Dの優秀事例分析及び新規の方法論研究などを担当する。

この日の行事には、キム・ヨンミン長官をはじめ、会長として委嘱された(株)LMSのナ・ウジュ代表取締役、ソウル大学次世代融合技術研究院のソン・ウクセンター長など、産学研の研究関係者などが大勢出席した。

「革新を超えて創造に進め」というテーマで特別講演を行ったソン・ウクセンター長は、「解放・共有、そして特許をはじめとする知的財産が創造経済のキーワードとなり、我が国の中小・中堅企業も特許の観点から技術を分析して開発していかなければ、

市場で生き残ることは難しいかもしれない」と延べ、知財 - R&D 戦略確立の必要性を呼びかけた。

一方、キム・ヨンミン長官は、「この協議会で提案された現場の声を積極的に反映し、規制改革と政策開発に積極的に取り組んでいく構えであり、知財 - R&D 事業の有用性と効果をより多くの企業が共有・発展させて知的財産基盤のグローバル強小企業として飛躍できるよう支えたい」と述べた。

## 2-2 SMART 3 活用戦略コンファレンスが開催

韓国特許庁(2014. 4. 17)

韓国特許庁と韓国発明振興会は、4月16日、大学や国のシンクタンク、企業の知的財産の担当者などを対象に、知的財産経営の能力向上を図るほか、優秀な活用事例の共有を目的に、特許分析評価システム(SMART 3)活用戦略コンファレンスをテジョンで開催した。

\* 特許分析評価システム(SMART 3(System to Measure, Analyze and Rate patent Technology 3))

「特許分析評価システム(SMART 3)」は、韓国と米国の特許を迅速かつ簡単に自動分析して評価を行うシステムとして、2009年に韓国発明振興会が開発し、2012年サービスが開始され、2013年まで、計118の機関(法人や企業を含む)が約13万件の特許分析評価サービスを受けた。

今回発表された特許分析評価システムは、昨年における公開特許の分析サービスと出願人の名称の標準化、データのまとめ作業を経て、より安定的で信頼性のある特許分析評価情報をユーザーに提供できるようになった。

特許分析評価システムは、大学や国のシンクタンクを中心に、登録料管理のための特許の維持・放棄決定や、民間の技術取引会社の特許取引・特許使用契約のための特許評価などにも使いやすいと評判だ。

さらに、金融界が求める知的財産・技術の価値評価の判断資料として企業の特許分析評価情報を提供することで、知財金融の活性化を後押ししていると評価されている。

特に、今回の行事では、大学の産学協力団や、公的機関、金融機関で特許分析評価システムを活用した優秀な事例を発表する場を設け、参加者に役立つ情報を提供した。

今回のコンファレンスで一番目に発表したソンキュングァン大学の産学協力団パク・ユンギョ責任は、「特許分析評価システムを通じて、大学所有の特許を効率的に維持・管理しており、技術移転・売却のための潜在需要企業の発掘にも使い勝手がよく、相当な技術移転の成果もあげられた」と述べた。

また、鉄道技術院のチョ・セヒ室長は、「韓国型高速列車の競争力強化を図るために、そして、R&D の企画段階からコア特許の創出を狙っていて、世界の競合機関のコア特

許とオリジナル特許の常時分析を行う際に特許分析評価システムを活用している。また、未活用特許の権利放棄のための適正評価手続きとしても利用していて、「知的財産の競争力の確保をはじめ、知的財産権の管理の面でも非常によいツールになっている」と述べた。

最後に発表した信用保証基金のキム・ソンウォンチーム長は、「去年、特許分析評価システムの評価情報を利用して約 260 社に 508 億ウォンの知的財産優遇保証を行った」ことを事例として紹介した。

今回の行事を主管したキム・ヨンミン長官は、「特許分析評価システムの信頼を高めるために品質管理の充実化を図り、ユーザーの個別ニーズに合わせたポートフォリオ分析サービスなど、機能を見直してワンランクグレードアップされたサービス提供のために取組んでいく」と述べ、「公共の特許分析評価サービス提供を通じて構築された市場が様々なビジネスモデルにつながり、民間領域に拡大・発展できるよう支援する構えだ」と今後の計画を話した。最後に、「特許分析評価情報を金融機関の企業評価システムと連携する作業を今年の上半期にまで完了して市中銀行の知的財産金融活性化の基盤を設けたい」とコメントした。

## 2-3 KIPO、出願・登録の合同説明会を開催

韓国特許庁(2014. 4. 18)

韓国特許庁は、4月18日、テジョンの国際知識財産研修院で、2014年度から変更される出願・国際出願・登録制度や手続きなどについて合同説明会を開催する。

2月にソウルで開催した以後、2番目に開催される今回の合同説明会では、弁理業界や企業の知財権担当者が実質的に利用できるよう、出願や登録の手続き上でよく発生する問題を分かりやすく実務中心に案内する予定だ。

韓国特許庁では、出願人中心の合理的な制度の見直しと、出願人が出願時に訴えていた不便を解消することに力を入れてきた。

具体的には、知的財産の出願時にミスなく出願書を作成できるよう、書式作成機の使用法、書式作成の事例など、出願ソフトウェア書式作成機のヘルプサービスを提供したほか、手数料減免の対象要件及び証明書類などを「特許路」に搭載して手数料減免を申請する際の利便性を向上するために努力した。

さらには、委任状の補正と関連し、最初の委任状の補正した後に代理人の登録番号や出願番号の入力ミス、誤字脱字などの軽いミスを追加補正するときに補正料を追加納付したが、委任状の軽いミスについては最初の1回のみ補正料を納付する「補正料の納付要領(特許庁告示)」を改正するなど、需要者の見方から特許行政の手続きを見直し、出願人の使い勝手の改善を図った。

グローバル時代において企業競争力の強化を目的とした知的財産の出願が増加しており、技術及び製品の開発に関する特許権だけでなく、製品の高付加価値を創出するた

めに必須とされる商標権とデザイン権の重要性が高まっていることを踏まえ、今回の説明会では、今年3月から施行されている特許料などの手数料体制の見直し内容、4月から施行されている出願方式審査段階における優先審査申請書類の処理期間の短縮、7月から導入される登録段階における職権補正の制度などについて詳細に説明する予定だ。

## 2-4 KIPO、サウジの研修団に KIPOnet を紹介

韓国特許庁(2014.4.18)

韓国特許庁は、17日、外交部の次官や顧問など6の政府省庁の高官で構成されたサウジアラビアの電子政府研修団が韓国の先進的な特許行政情報システム「KIPOnet」を学ぶために庁舎を訪問したと発表した。

KIPOnetは、1999年に始めて開発され、2011年にモンゴル、2013年にアゼルバイジャンはこのシステムを適用しており、現在、アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)でも導入が進んでいるなど、世界的に拡大している。

### \* ARIPO : African Regional Intellectual Property Organization

研修団は、出願、審査、登録などの業務が電子的に処理される過程を見て、審査処理期間の短縮、行政効率性の向上など、KIPOnetの構築の具体的な成果に大きな関心を示した。

2月、韓国特許庁は、アラブ首長国連邦(UAE)と知的財産に関する了解覚書を締結し、韓国人の特許審査官をアラブに派遣して審査を代行することを決めた。また、3月には、サウジアラビアの特許審査官約10人が特許庁で教育を受けるなど、中東諸国との協力が積極的に行われている。

今回のサウジアラビアの電子政府研修団訪問をきっかけに、特許行政分野における中東との協力がより拡大する見通しだ。

産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は、「最近、様々な国から KIPOnet への関心が寄せられ、支援の要請も増加している。今回のサウジアラビア研修団の説明会をきっかけに、中東における特許行政の韓流拡大を後押ししたい」と述べた。

## 2-5 KIPO と国防科学研究所、国防技術の民間移転の道を開く

韓国特許庁(2014.4.18)

国防科学研究所の特許技術が韓国特許庁運営の IP-Market(知的財産取引システム)に公開され、民間企業が同研究所の先端技術にアプローチできるようになった。

庁と研究所は、2006年3月に了解覚書を締結してから協力を続けてきた。数年間の信頼をもとに、両機関は、2014年4月、国防科学技術分野の知的財産権を創出・活用を通じて創造国防の実現につなげる方策をまとめた。

最近3年間における同研究所の特許出願は計1,313件と、持続的に増加しており、保持している特許件数も2013年末ベースで2017件に達している。同研究所の特許の中



で事業化が見込まれ移転できる技術移転対象技術も着実に増加し、2013 年末ベースで 664 件に上る。

同研究所はこれまで、民軍協力振興院のサイバー技術移転取引所などを通じて技術移転を行ってきたが、民間企業には敷居が高く、大半が防衛産業体と技術移転契約が行われていた。特許技術の取引が活発に行われている IP-Market に同研究所の技術移転対象技術が公開されれば、こうした限界を超えて、民間企業が先端の国防技術にアプローチしやすくなるとみられる。

また、韓国特許庁は、特許情報を積極的に活用することで、同研究所の強みとなる特許の創出につなげるよう支援する計画だ。具体的には、同研究所が研究課題を企画する段階から課題と関連のある特許動向分析結果を提供し、競争力のある特許が創出できそうな研究開発の方向を提示する。

特許庁と同研究所の教育機関をお互い無料で開放する予定だ。特許庁の審査官が国防科学技術アカデミーから専門技術の教育を受け、研究員が国際知識財産研修院で知財権教育を受けるといった形だ。研究員の知財権に対する認識がより拡大され、研究開発の結果が強い特許の創出につながるきっかけになると期待されている。

さらに、国防関連の特許出願を秘密として分類する基準を最新化するなど、同分野の特許出願に係る手続きも改善する計画だ。

キム・ヨンミン長官は、「政府のシンクタンクの研究成果が知財権として創出され、企業に移転されれば、企業の技術力が向上されるだけでなく、新しい雇用の創出に役立つはずだ。今回の協力で両機関の研究開発能力と知財権の活用能力が融合されて、創造経済の活性化に貢献できることを期待する」と述べた。

## 2-6 KIPO と KITA が輸出中小企業の海外出願費用を支援

韓国特許庁(2014. 4. 22)

韓国特許庁と韓国貿易協会は、中小企業のグローバル競争力強化を通じた海外進出を促すため、海外の権利化費用を支援する事業の開始に向けて手を組んだ。

海外出願費用の支援は、中小企業が海外で知的財産権を権利化するために特許、商標、デザインを出願した場合に要される出願料、翻訳料、審査請求料、代理人の費用など、出願費用の一部を支援する事業だ。

本事業は、PCT 国際段階(300 万ウォン以下)、商標出願(マドリード国際出願、個別国の出願を含めて 250 万ウォン以下)、デザイン出願(ヘーグ国際出願、個別国の出願を含めて 280 万ウォン以下)、PCT 国内段階と個別国への特許出願(700 万ウォン以下)に対し、1 社当たり 3 件、計 1400 万ウォンまで支援する。特に、今年 7 月 1 日施行が予定されているヘーグ国際出願に備えている企業も、申請すれば審議手続きを経て支援対象企業に選定される可能性がある。

韓国特許庁の地域産業財産課のキム・ジメン課長は、「海外出願費用の支援事業を通じ

て、資金や人手の不足により、有望技術の海外権利化を難しく感じている中小企業の競争力向上に貢献できる」と述べた。

韓国貿易協会の会員協力室のペク・ジェソン室長は、「今回の支援事業が中小企業のグローバル競争力強化及び海外市場の基盤構築に大きく貢献すると期待している」とコメントした。

## 2-7 3D プリント産業の発展戦略を策定

未来創造科学部(2014. 4. 23)

□ 製造業の改革や創造経済に基づいた新市場の創出、そして社会全体においてパラダイムの新たな変化をリードしていくため、未来創造科学部と産業通商資源部は、「3D プリント産業発展戦略」を共同で策定した。

□ 同戦略は、「2020 年をめどに 3D プリントのグローバルリード国としての飛躍」をビジョンとして掲げ、▲需要連携型 3D プリント成長基盤の構築、▲ビジネス活性化の支援、▲技術競争力の確保、▲法制度の見直しなどにおいて 4 大分野、11 大の重点課題を選定し、推進する内容が盛り込まれている。

□ 第 1 に、3D プリントの活用基盤の構築に集中的に取り組む計画である。

◦ 3D プリント需要の創出に向け、中小企業など従来の産業現場において 3D プリント技術の試行的な利用を製造工程の見直しにつなげいくよう、総合的な支援基盤を構築し、

◦ 「無限創造室」や「セルフ製作所」を開設して国民も 3D プリントを体験できるよう支援する計画である。

◦ さらに、人材層を分厚くするため、水準別の教育プログラムを運営し、マイスター高校などを対象に実習用の設備普及も推進する。

□ 第 2 に、企業の自生的な力を強化し、初期市場を活性化する。

◦ 新市場の創出に向け、ビジネスモデルの発掘・拡大、3D プリントコンテンツの生産・流通の環境の構築を図り、創業支援から、有望なビジネスモデルであれば海外進出も積極的に後押しする計画だ。

◦ また、3D プリント産業の新陳代謝を図るため、様々な情報を共有するほか、特にデザインなどの他分野のシステムと連携が可能なコンテンツ流通プラットフォームの構築を推進する。

□ 第 3 に、2020 年までに 2012 年の最先端国比で現在 6.3%にすぎない特許出願を 20%にまで引き上げるという目標を掲げ、3D プリントのオリジナル・融合技術の開発を後押しする。

◦ 開発される技術の市場性を事前に確保するため、未来の技術需要などを反映した中長期の技術戦略ロードマップを策定し、設備、素材、ソフトウェアなどの各分野別に相

互連携型の技術開発 R&D を推進する。

◦特に、設備の運用及び設計ソフトウェアなど、R&D を通じた技術資産情報は、ソフトウェアバンクに登録し、技術移転や事業への支援などの面から研究結果の活用を促す計画だ。

□最後に、3D プリント産業の振興及び逆機能発生の防止に向けた法・制度の見直しも進める計画である。

◦3D プリント産業の振興と、知的財産権の保護に向けた模倣品の防止、違法な武器類の製作など、逆機能を回避するため、法律・制度の見直し事項を発掘し整備する。

◦また、設備の性能やソフトウェアの品質などの標準や品質評価体制を確立し、情報セキュリティのための分野別ガイドラインを作ってし提示する予定である。

□韓国政府は、この推進戦略を通じて、2020 年には設備、素材、ソフトウェアなどにおいて 2013 年比 5 社のグローバルリード企業の育成、2012 年 1.7%に過ぎないグローバル市場のシェア率の 15%引上げという目標を達成できると考えられている。

□未来部と産業部は、民間と政府の能力を結集するため、「3D プリント産業発展協議会」や「3D プリント産業発展推進団」を構成し、3D プリント政策・課題の発掘、インフラ構築、企業の支援などに積極的に取り組むことを決めた。

## 参考

### 3D プリント産業発展戦略に関する細部推進課題の要約

◆ 3D プリントを活用した需要創出及び国内の設備・素材・ソフトウェア関連産業の成長を図るため、4 大推進戦略と 11 大の細部推進課題を策定

□製造産業の高度化及び国民の参加を促すための需要連携型の成長基盤を構築

□ (企業の製造革新)産業現場で 3D プリント技術を試行的に適用し、該当事業に活用できるよう、総合支援基盤を確立

\*「3D プリント技術基盤の製造革新支援センター構築」事業(2014、20 億ウォン)を遂行

◦特定の拠点別 3D プリント工程全般(モデリング・プリンティング・後処理)に関する設備を統合構築し、中小企業に技術の導入やコンサルティングなどを支援

-全国の設備の状況及び関連の技術専門家などがインフラを活用できるよう、オンラインの情報提供システムを構築

\*オンラインのシステムを活用させるため、中小・ベンチャ企業を対象にオンデマンドモデル事業を推進



- 3D プリンター導入の必要性についてコンセンサスが形成されていない零細・中小企業を対象に「訪れる試作品政策サービス\*」運営

- \* 3D プリント設備を搭載した車両が現場を訪問、試作品などを製作

- (国民の参加を促進)一般国民のアプローチと使用上の利便性を踏まえた体験環境の構築及びコンテストの開催など、大衆の関心を向上

- 科学館、図書館など「無限創造室」に 3D プリンターを普及し、一般人も創作・体験できるセルフ製作所\*を構築・運営

- \* ①科学館や博物館などの公共施設を中心に試行設置 → ②アプローチしやすい住民センターなどを拡大

- 無限創造室、セルフ製作所の相互の情報共有のための地域拠点として創造経済革新センターの中に国民参加ネットワークを構築・運営

- 3D プリントの優秀な活用事例を発掘するため、「3D プリント創意アイデア開発コンテスト」の開催など、国民を対象にした広報を推進

- (人材育成)教育プログラムの運営・開発及び実習用の設備普及を推進

- 3D プリントを活用できる人的基盤を構築するため、基礎・実務・指導者のレベル別の教育プログラムを運営

- 小中高、大学などにおいて 3D プリント関連の教育カリキュラムの開発、及び実務型の教育を推進

- \*無限創造室(小中高)、マイスター高校などを対象に設備普及を推進

- 3D プリント活用の環境構築に向けたビジネス活性化を支援

- (モデルの発掘、事業化の支援)応用分野別の新市場創出のため、業界の情報交流の場を構築

- 製品・サービスに関するアイデアや事業計画を発掘し、事業化やマーケティング、経営コンサルティングなどを総合支援

- 「3D プリンティングコンファレンス」の開催、ビジネスレビュー発刊などの情報交流を支援

- (コンテンツ市場)3D プリント用のデザインコンテンツ環境を構築するため、「3D プリントデザインの流通プラットフォーム」を構築

- \*アップストアのように、フリーランス、デザイナーなどによるデザイン・設計創業の拡大及び 3D プリント産業の裾野を拡大

- 今後、3D プリントに関する各プラットフォームとの連携を支援するコンテンツ流通のプラットフォームを構築・運営

\*未来部(特許支援システム)、産業部(デザイン流通プラットフォームなど)、無限創造室及び自治体のシステムや創造経済タウンと連携

□ (創業・グローバル化の支援)小資本の創業を支援するため、総合支援体制を構築するほか、有望なビジネスモデルのグローバル進出支援戦略を確立

◦創業の全周期別における支援を行うため、3D プリント専門創業の支援プログラムを開発し、特許情報の提供・知財 - R&D 戦略\*を拡大推進

\*特許支援センターを通じた国内外の特許現状の分析・提供、先端素材・部品の知財 - R&D 戦略支援事業などに 3D プリンター分野を追加検討

◦国別・モデル別の海外進出のためのコンサルティング及びパートナーの発掘など、海外市場の販路開拓を支援(未来グローバル創業支援センターと連携)

\*国同士の 3D プリントコンテンツの相互流通及び保護案を検討

□ 産業のオリジナル・コア技術の保持及び世界市場で先行するための技術競争力を確保

□ (戦略技術ロードマップを確立)3D プリントの要素技術分野別の基礎・オリジナル研究から事業化まで全周期を考慮した細部開発戦略を確立

◦国内産業の需要と連携(短期)、世界市場の先行(中長期)を目標に、融合・複合型の技術を重点的に発掘して支援戦略を確立

\*設備・素材・ソフトウェア分野の産学研の専門家及び需要企業として構成された作業組を運営

□ (素材・設備の技術競争力の強化)素材・設備の連携型技術開発及び事業家のための R&D 課題を推進

◦開発された素材を設備と連携し、事業化できる専用の素材 - 設備の総合型技術開発、および次世代の創意的な新素材を開発

◦高速・高画像度・多色・多素材のプリンティング、ハイブリッド設備技術、スキヤニングデバイスなどの産業用の設備技術開発を推進

□ (SW 技術の開発)国産のソフトウェア技術開発及び普及を促進

◦3D プリントのソフトウェアのオリジナル・応用技術の確保など、ICT 融合技術の開発及びインターネット・モバイル連携などが可能なスマートソフトウェア技術開発を支援

\*今後の設備運用ソフトウェアなど、技術資産情報をソフトウェアバンクに登録してその結果物の商用化を促進

□ プリント関連制度の見直し

□ (法・制度の見直し)法・制度上の問題・見直し要因を発掘・整備し、標準と品質評価体制を確立

○ 3D プリント産業の振興と逆機能(武器類など)の回避に向けた法律・規制などの改善策を確立

○ 3D プリント設備、素材及びソフトウェアなどの標準及び取引の流通環境の品質評価体制を確立

□ (セキュリティ効果)3D プリントシステム・サービスのセキュリティ強化

○ 情報保護のガイドライン策定及びシステムのハッキング防止技術の開発などを推進

※確立された課題のスムーズな移行及び新規の政策課題の発掘のため、省庁を超えた「3D プリント産業発展協議会」を構成して運営

2-8 中国のアリババと了解覚書を締結

韓国特許庁(2014. 4. 24)

□中国のインターネット通販サイトで流通される韓国企業の模倣品問題の解決などを支援するため、中国の最大ネット商取引企業「アリババ」グループと韓国特許庁傘下の韓国知識財産保護協会が4月23日、了解覚書を締結した。

○アリババは、1999年に設立された後、タオバオなどのインターネット通販サイトを運営しており、年間売上高が180兆ウォン規模(2012年ベース)に達するほどに成長した中国最大のインターネット商取引会社だ。

○アリババが運営する通販サイトで、年間8700万件(2012年ベース)を超える知財権侵害製品が流通されており、昨年の海外知識財産センター(IP-DESK)が一部の製品を対象に侵害調査を行って摘発した模倣品だけで約1000件にいたるなど、韓国企業の被害が深刻になっている。

□今回の了解覚書の主な協力事項には、両機関の知的財産保護のための相互業務交流の推進、知的財産保護業務の促進に向けた協力手続きの策定、知的財産の共同広報キャンペーンの推進などが盛り込まれている。

□特に、知的財産保護業務の促進のための協力手続きは、業界が企業に代わってアリババに侵害情報を提供すれば、アリババが該当商品の販売中止の措置などが取れる手続きを作るもので、韓国企業の中国内における通販サイトの知財権保護活動が一層強化されるきっかけになると評価されている。

□韓国特許庁産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は、「今回の了解覚書の締結は、海外通販サイトにおける知財権の保護体制を構築する第一歩であるだけに、よい成果が挙げられるよう、特許庁レベルの政策的な支援として積極的に行いたい」とコメントした。

□協会のチン・ミョンソプ副会長は、「今回の了解覚書締結したことで、中国通販サイトで起きる知財権被害を予防することに協会が主導的な役割が果たせるようになった。これからもモニタリングを続け、中国の通販サイトでの模倣品流通の防止活動に力を入れていく計画だ」と述べた。

## 2-9 特許審判院、初のビデオ口頭審理を開始

韓国特許庁(2014. 4. 25)

特許審判院は、4月24日の午前、テジョン庁舎とソウル事務所をつなげる「ビデオ口頭審理システム」を開始し、初のビデオ口頭審理を開いた。

これまでの口頭審理は、首都圏にいる審判当事者がテジョンに足を運ぶか、審判部とサポーターがソウルに向かっていたが、ビデオ口頭審理システムにより、こうした不便が大部分解消されるようになった。

特許審判の口頭審理は2006年から本格的にスタートしたが、事件の争いが把握しやすく、説明の機会が十分に与えられるというメリットがあり、最近5年間、1日平均3件以上の口頭審理が行われ、2013年には879件が開催された。

\* 口頭審理開催件数：(2009) 165 → (2010) 647 → (2011) 757 → (2012) 953 → (2013) 879

ビデオ口頭審理システムは、審判当事者の不便を解消し、「需要者のニーズに合わせたサービス創出」という政府政策のバックアップとして推進されたもので、2013年6月ビデオ口頭審理システムの導入決定後、10ヶ月間の準備過程を経て今回に本格スタートした。

映像システムは、従来の対面口頭審理と大差はなく、リアルタイムの質疑応答が可能だ。また、事件の争いを説明するため当事者が準備した資料や証拠物品を拡大して見られるよう、実物画像機やテレビモニターなどの先端設備を備えた。

両側の当事者ともに首都圏に住んでいる場合はもちろん、一方は首都圏に、もう一方はテジョンにいる審判事件にもビデオシステムを利用した口頭審理が可能となる。

\* 2013年の審判当事者の住居地の分布(計1560名)：ソウル(85.3%)、京畿(3.5%)、テジョン(5.1%)など

特許審判院は、10月をめどに、当事者間の争いの把握が比較的容易とされる商標分野の口頭審理を中心に試行した後、徐々にデザインや特許分野にまで拡大していく計画だ。また、審判当事者の要請がある場合には、試行期間中でも特実分野の「技術説明会」や、「苦情者の面談」、業務の協議のためのソウル-テジョン間のビデオ会議など、幅広く利用する計画だ。

特許審判院のホン・ジョンピョ院長は、「ビデオ口頭審理が可能となって、絶対多数を

占める首都圏の審判当事者が便利に口頭審理を受けられるようになった。これからも、国民が実感できる個別ニーズに合わせた審判行政サービスを提供し、現場の問題を持続的に改善していく構えだ」と述べた。

## 2-10 規制改革の陪審員を運営

韓国特許庁(2014. 4. 29)

韓国特許庁は、政府の規制改革の基調にと足並みをそろえ、国民が改革の成果を肌で実感できる規制改革を進めるため国民が実感できる規制改革の成果を挙げるため、民間委員が中心となる規制改革陪審員(約 10 人)を構成し、初の会議を 5 月 15 日に開催することを決めた。

陪審員には、経済団体の取締役、教授、研究員、事業家、弁理士など、各分野の民間専門家を選定し、従来の登録規制(約 100 件)を白紙に戻して見直しを白紙状態に戻して、法令(行政キソク規則も対象)に隠れている規制なども廃止する予定だ。

規制所管の副所長が陪審員の会議で規制所管の副所長が直接規制の必要について説明し、陪審員は、必要がないか、不合理な規制は即廃止、または緩和の決定を下す方針だ。廃止(緩和)の基準としては、市場に任せても問題のない規制、ほかの手段により目的が達成可能な規制、アンフェアな規制などだ。

また、韓国特許庁は、4 月、規制改革タスクフォース(チーム長は企画調整官)を発足し、従来の規制の削減見直し以外にも、重要な規制の発掘、未登録規制の発掘、日没設定、ネガティブ規制の導入などの実務を総合的に推進している。

特許庁の規制により、直接、間接的に不便を強いられている国民は、特許庁のホームページやメールなどを通じてから規制の申告が可能だ。5 月 9 日まで受け付けられた規制のうち、法理的な規制申告に対しては、5 月に開かれる国民陪審員会議に参加してもらい、発言する機会を与える予定だ。

特許庁の関係者は、「掛け声倒れ見かけ倒れではなく、本当に必要のない規制が今回に解消できる見直されるよう、国民の意見を積極的に取り入れていく構えだ」と述べた。

## 2-11 KIPO、知財権の法的状態情報を無償提供

韓国特許庁(2014. 4. 29)

韓国特許庁は、韓国の知的財産権(特許・実用新案・商標・デザイン)の「法的状況情報」を特許情報ウェブサービス KIPRISPlus(plus.kipris.or.kr)で 4 月 28 日から無料で提供すると発表した。

法的状態情報とは、個別の知的財産権の出願から消滅に至るまで、特許行政の遂行に伴う法的状態の履歴情報を意味する。

韓国特許庁は、この 1 年間、高級の知的財産情報の生産を目標として掲げ、知的財産権法に基づいた行政行為 832 件と、それに伴う法的状態 267 件の定義を行い、韓国の



知的財産権 680 万件に適用することで DB を構築した。

これまでは、知的財産権の行政書類の履歴程度が確認できたが、法的状態の情報提供により、行政行為や法的状態などの詳細事項が把握しやすくなった。

これを利用して個人や企業などは、保持している知的財産権の体系的な管理や、発生可能な特許トラブルへの先行対応などが可能となり、民間の知的財産の競争力強化に大きく役立つと考えられる。

知的財産サービス業界全体としても、法的状態情報を活用したモバイルアプリの開発、特許戦略のコンサルタントサービスなど、様々な知的財産の商品とサービスを開発するなど、付加価値を創出する効果が期待される。

韓国特許庁は一步踏み出して、海外特許庁の法的状態情報も国内情報との交換という形で入手し、民間に普及する計画だ。

欧州特許庁とはすでに、情報交換のための MOU を締結しており、今年の下半期から欧州の法的状態情報を提供する予定で、今後も国際的な連携を通じて先進国の情報も確保するという目標だ。

情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は、「特許庁は、これからも民間が求める情報を持続的に発掘して提供し、創造経済の根幹となる知的財産の情報が積極的に活用できるよう、最善を尽くしたい」と述べた。

## 2-12 先行技術調査機関の職員を対象に教育

韓国特許庁(2014. 4. 29)

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、先行技術調査専門機関\*の職員を対象にした教育体制を構築し、「第 1 期先行技術調査員の資格獲得教育過程」を 4 月 16 日から 5 月 30 日までに運営すると発表した。

\* (先行技術調査専門機関)特許情報振興センター、ウィップス、IP ソリューション、KTG

「先行技術調査」は、特許審査の過程において類似技術がすでにあるかを調査する業務で、韓国特許庁は、審査処理期間を短縮し審査品質を高めるため、外部の専門機関を指定して業務委託している。

今回の教育には、47 名(新規 23 名、職務経歴者や現職者 24 名)の調査員が参加し、特許審査に必要なノウハウや情報を共有する一方、同じ業務を行っている調査員が特許審査ネットワークを構築する機会が提供されると予想されている。同教育課程は、毎年の上半期と下半期にそれぞれ 1 回ずつ、2 回運営される予定だ。

現在、審査官一人当たりの年間審査処理件数がほかの国より多く\*、韓国特許庁は、3 月に審査官の審査処理の負担軽減や品質向上に向けた「審査支援事業の再創造発展案」をまとめて推進している。

\* (2012年における審査官1人当たりの処理件数)韓国 254件、日本 239件、米国 72件、中国 54件

これに関連し、国際知識財産研修院では、特許審査をサポートする調査員の審査能力を高めるため、先行技術調査専門機関の職員を対象にした能力強化の教育をこれまでの5日から6週に増やして運営している。同時に、中堅調査員の追加教育課程も下半期に運営する予定だ。

カリキュラムは、特許法、審査指針書、特許明細書・請求範囲の理解、先行技術検索の実習及び調査報告書・見解書の作成など、基礎的な理論と実習を中心に構成されており、韓国特許庁の優秀な審査官が直接講義を行う「メンタリング」システム教育を行うことで、調査員の能力が特許庁の審査官の水準にまで向上されると期待している。

教育課程に含まれた理論や実記試験を通じて一定の基準を満たした調査員だけが先行技術調査員の資格の獲得ができ、特許審査の業務をサポートできる。

国際知識財産研修院のビョン・フンソク院長は、「先行技術調査員の資格獲得教育を通じて調査員の能力は一層向上すると思われるし、これは、先行技術調査専門機関が審査協力機関として生まれ変わる重要なきっかけになるだろう」と述べた。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 知財紛争の発生国を対象に現地の保護支援体制を構築

韓国特許庁(2014.4.29)

□韓国特許庁は、今月末、知財関連の紛争が多発している地域を対象に、海外進出(予定)の中小・中堅企業の海外知財権トラブルについて、現地における迅速な初動対応を支援する知財権保護支援体制の構築をまとめ、5月から本格的な支援を始めると発表した。

○支援体制が構築された国は、計17国で、IP-DESKが設置されている4カ国(中国、アメリカ、台湾、ベトナム)を含め、韓国企業の知財権訴訟が頻発している国を中心に大陸別に少なくとも1ヶ所以上構築する。

\* アメリカ、ドイツ、オランダ、イギリス、フランス、イタリア、デンマーク、中国、日本、台湾、タイ、ベトナム、豪州、ニュージーランド、アラブ首長国連邦、南アフリカ共和国、ブラジル

○また、国内外などの連携などを通じて、17国における法律諮問サービスを提供する知財分野の専門法律事務所47社を募集し、専門家プールを構成する。

□今回の支援体制は、中国などの4カ国に設置されている海外知識財産センター

(IP-DESK)の海外進出企業の支援事業を同センターの設置されていない国にまで拡大支援するために試行的に行われた。

○ IP-DESK が未設置の 13 カ国は、韓国知識財産保護協会と知財担当者が指定された海外公館や KOTRA 貿易館が連携してサービスを提供する予定だ。

□主な支援事業としては、現地の知財権紛争に初動対応するための法律諮問や模倣品の流通防止に向けた侵害調査を支援し、知財権紛争の事前回避などのために海外展示会参加企業を対象に教育を行う計画だ。

○ (法律諮問)韓国企業が海外進出時に起こりうる知財紛争について、迅速に初動対応できるよう、現地の専門家を通じた法律諮問を支援する。

\*海外の展示会におけるトラブル、知財契約書に関する争点の諮問、模倣品関連の係争など

○ (侵害調査)海外市場で発見された韓国企業の類似・模倣品の流通防止に向け、現地の専門家による侵害調査(行政取締り)などを支援

□キム・ヨンミン長官は、「今回の体制構築は、韓国企業のグローバル市場進出の拡大を支援するための最小限の安全装置だ」として、「韓国企業の海外知財権紛争の状況をモニタリングしながら支援体制の構築対象国も持続的に拡大していく計画だ」と述べた。

## デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

### 5-1 ドゥサン重工業、社を上げた「知財経営」定着

電子新聞(2014. 4. 22)

発電設備、海水の淡水化設備、環境設備など、各種の大規模産業設備の製作を手がけるドゥサン重工業が「知的財産重視」の経営に舵を切り、業界から注目されている。約 10 年間、特許係争は 1 件もなかったが、この数年間、知財への認識向上の取り組みと先行的な対応を通じて、新陳代謝を図ったという評価だ。

同社は、研究開発(R&D)組織の中に知財専門人材を配置し、会社の取締役全てを対象に知財教育を実施する一方、特許分科委員会を設置してグループ内に知財の統合運営体制を構築するなど、知財経営に本腰を入れた。社員から取締役まで、現場から戦略企画部門にいたるまで、知財中心の経営分科を構築することに集中してきた。

ドゥサン重工業の知財戦略の中心には、諸組織のなかに知財業務を担当する「知財コーディネーター」がある。この知財コーディネーターは、開発チームごとに一人ずつ配置され、R&D段階から技術の知財資産化をバックアップする。

知財ブームアップキャンペーンを実施し、現場の人材がより簡単にアイデアの提案ができるようにした。また、「職務発明保証制度」を導入して職員のアイデアの埋もれを防具一方、正当な補償も提供している。

取締役のアイデアは、特許分科委員会で特許出願や補償を決定する。必ずしも特許として出願しなくても、アイデアの提出に伴うインセンティブが与えられる。取締役の活発な知財資産の創出を誘導し、モチベーションを与えるものだ。

ドゥサン重工業のチェ・ジンフン技術研究員は、「アイデアを提案さえすれば、知財コーディネーターが複雑な関連業務を代わりに処理してくれて非常に助かっている。自分のアイデアとノウハウが特許分科委員会を通じて拡大されたり、資産化されたりして、とてもいいと思う」とコメントした。

会社は、取締役約 6000 人を対象に、定期的な知財教育も実施する。会社の全ての業務と知財経営の戦略を連携するためだ。今年には、知財教育を職員の正規科目として定める計画だ。一過性の教育ではなく、持続的かつ長期的に知財業務の一体化を図るという構想だ。法科大学院の卒業生や弁理士などの専門人材を採用して会社の知財業務を総括する知財チームの人材も補強した。

差別化された知財競争力を確保するため、競合会社が保持している特許を分析した後、対応できる有望な新技術を発掘したり、特許に抵触するかどうかの確認や、特許がらみのトラブルを回避する取り組みも怠らない。全社レベルの知財戦略協議体制も確立し、新事業の推進のときには、事業グループとの R&D、知財活動を同時に進めて効率性を高めた。

発電機用の蒸気タービンを開発するチェ・ビョンユン次長は、「製品別の競合会社の特許を分析しながら、様々な技術の特許可能性を認識できた。これから、設計のアイデアと特許出願を参考にしていく計画だ」と述べた。蒸気タービンは、これまで海外メーカーから技術ライセンスを受けて製作してきたが、最近、独自技術の開発に成功し、特許出願を準備している。

グループの系列会社や海外の子会社も知財の能力強化に取り掛かっている。グループの知財専門委員会が知財経営戦略を総括し、子会社の統合運営体制及び統合知財データベースを構築してグループ全体の知財資産を相互管理させた。

企業の買収合併 (M&A) と事業契約の締結にも有利な条件に持つていくために、全社の専門交渉・契約組織を新設して運営中だ。法務チームの法理的な判断とともに、契約書内の知財資産の保持の可否や活用に関する内容を追加検討し、収益の引き上げにつなげたと評価されている。

ドゥサン重工業の知財担当のカン・ドンヒ 常務は、「知財経営戦略が本格化してから、昨年には特許出願が前年比倍増した。IT メーカーが中心となっていた知財 R&D を機会重工業分野にも定着させて、競争力の強化につなげたい」と述べた。

<パク・ジョンウン記者>

## 5-2 大手企業の特許登録が海外に偏重

電子新聞(2014.4.22)

韓国屈指の大手企業が保持している登録特許件数において、海外にだけ登録する場合が増えてしている。知財訴訟の主な舞台が海外になっており、国内では訴訟に敗訴しても賠償額が低いと分析されている。市場論理からすると当然の結果だといえるが、業界の一角からは、国家知識財産サービスの競争力の弱化につながりかねないと懸念を示している。

特許分析専門会社「廣開土研究所」によると、大手企業の特許登録現状(2003年以降の登録件数ベース)の分析の結果、サムスン電子は2009年以降から米国の特許登録件数が国内件数を上回っている。2006年と2007年には、韓国にそれぞれ1万2202件(以下、登録ベース)と1万1036件、米国に2837件と3479件を出願し、4倍多くなっていた。しかし、2009年は、韓国登録1692件、米国登録4319件に逆転し、昨年も韓国は2736件にとどまったが、米国には5366件を登録した。

LG電子と現代自動車の場合は、海外登録の特許件数がサムスン電子ほど多くはないが、増加基調にある。LG電子は、2000年代の半ばまでは海外への特許登録件数が1000件弱だったが、2008年をはじめ100件を超えた後、増加を続け、昨年には2097件となった。現代自動車も2009年までは100件弱だったのが2009年129件、2010年202件、2011年270件、2012年311件、昨年411件など、増加基調にある。両社は、国内の特許登録件数が昨年ベースでそれぞれ2885件(LG電子)と2459件(現代自動車)で海外よりは多い。

こうした大手企業の動きは、グローバル特許係争の拡大による自然な決定とみられる。知識財産委員会の知的財産戦略企画団コ・ギソク団長は、「この2~3年の間、大手企業のみならず、研究所なども海外に力を入れている。国内では、大手企業が訴訟になれば逆にイメージダウンしてしまうし、たとえ救済が受けられたとしても、実益は少ないことが響いた」と説明した。

しかし、こうした戦略が次世代の成長エンジンとして期待されている知財サービス産業の競争力の弱化につながりかねないという懸念も聞こえる。

産業界のある代表は、「一部の大手企業は、国内では特許攻撃を無効化できると言っているくらいだ。そうなれば、国内に特許出願する理由がなくなる」とコメントした。ほかの企業代表は、「2000年代の半ばから、大手企業の国内出願件数が減ってから関連業界の仕事も3分の1程度減った」という。



大韓弁理士会のオ・ギュファン副会長は、「米国では、自国発明は自国で先に出願することが原則となっている。海外にだけ特許を出願すると、搭載された内容が全て英語になってしまうので、自国企業の特許接近力が劣ることも問題だ」と指摘した。

<キム・ジュンベ記者>

## 5-3 特許の英文抄録翻訳事業が民間に委譲

電子新聞(2014.4.28)

公共機関が主に行っていた特許英文抄録(KPA)翻訳事業が民間に委託される。これまで特許庁傘下の特許情報院がKPA翻訳を担当してきたが、誤訳やミスが多く、特許の国際的な競争力と、知的財産サービス業の活性化の弱の一因として指摘されていた。

韓国特許庁は28日、一般公開競争を行い、KPA翻訳事業者にIPT(Intellectual Property translation)コンソーシアムを最終選定したと発表した。

IPTコンソーシアムは、知識財産サービス協会の特許分科所属のメカIPS327、タサンIP&I、ジオンコンサルティング、未来特許情報コンサルティング、KPS、トウオンドットコム、ゼセの7社の特許翻訳専門会社に構成されている。

KPAは、国内の特許技術を英文で要約した資料で、米国・欧州・日本・中国など46カ国の特許庁及び関係機関に提供される。類似な技術が海外で登録されることを防ぐことで、知的財産の保護の役割を果たす。2007年からは、特許協力条約に基づき、韓国特許の英文抄録は、国際特許審査において調査が義務付けられた必須文献になった。

しかし、KPA翻訳に誤訳やミスが多いという指摘が出たことを受け、韓国特許庁は、翻訳過程の監視強化・実務者の教育などの品質改善事業に取り掛かり、知財サービス産業の活性化のためには、民間の参加が必要だという世論を形成した。

これから特許庁は、KPA翻訳事業に民間の知財翻訳専門企業を参加させ、品質向上の誘導と、市場の活性化を同時に図る方針だ。今年のKPA翻訳の全体量(約13万件)においてまずは10%を民間に任せ、徐々に拡大する計画だ。年末に事業結果の品質に応じて来年は20%から30%に割合を高め、最終的には90%まで民間に委託する計画だ。

これまでKPAの翻訳を担当していた特許情報院は、翻訳業務の代わりに、品質検収に能力を集中させることにした。

韓国特許庁情報管理課のチェ・フンヨン事務官は、「KPA翻訳事業を民間に委託することで、関連産業の活性化と、品質改善ともに向上する狙いだ」という期待を示しながら、「結果物の品質と市場の活性化程度に応じて、民間の割合の拡大を積極的に検討する予定」だと述べた。

メカIPSのキム・チョンウ代表は、「事業の収益性よりは、韓国の特許技術の顔となるKPAの品質向上のために専門企業がともに参加を決めた」として、「多くいる知財翻訳の資格保持者を中心に事業を遂行して、高品質の知財翻訳サービスを実現したい」とコメントした。

<パク・ジョンウン記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム